

パブリコメ



募集期間 令和6年12月27日(金)～令和7年1月20日(月)

このパンフレットは、「大津市子ども・若者支援計画」の策定にあたり、子どもたちから計画に対する意見を聴くために作成しました。ぜひ、お子様と一緒にご覧いただき、子どもたちが自由に意見を言えるようにサポートをしていただけると幸いです。なお、おとな向けのパブリックコメント資料は、大津市のホームページでご覧いただけます。



何で知らないことはね！

大津市こども・若者支援計画(案)について	6 ページ
「こども基本法」「児童の権利に関する条約」	7 ページ
1 自由に意見を表すことができる	8-9 ページ
1-1 権利を学ぶ	
1-2 意見を伝える機会	
1-3 意見を取組に生かす	
2 健やかに育つことができる	10-11 ページ
2-1 妊娠、出産、子育て	
2-2 遊びや学び、活躍できる機会	
2-3 犯罪や事故、災害から守る	
3 ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる	12-13 ページ
3-1 障害などへのサポート	
3-2 さまざまな家族が安心できる支援	
3-3 悩んでいるこどものサポート	
3-4 児童虐待の防止	
4 安心して自分らしくいることができる	14-15 ページ
4-1 居場所づくり	
4-2 地域の居場所づくりをサポート	

さあ、めくってみよう。



自由に意見を表すことができる
8-9ページ

1-2 意見を伝えやすいさまざまな方法

1-3 わかもの子どもや若者にとって大切なことをみんなで考える

わかもの子どもや若者が意見を伝える機会をつくり、意見を大切に受けとめて反映します

1-1 けんり
こどもの権利を学ぶ機会

子育てについての情報発信

2-1 子育てを切れ目なくサポート

妊娠前からおとなになるまで、切れ目なくサポートします

10-11ページ

2-2 体験、遊び、学びの場づくり

2-3 ちいき
地域の見守り活動

ほじょ
お金の補助をする

健やかに育つことができる

仕事と生活のバランス

教育・保育の充実

わかもの
こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ
-わかものしえん
-大津市こども・若者支援計画案-

3-1 しょうがい
障害や発達に必要な
こどもと家族をサポート

ひとりひとりが尊重され
なりたい自分をめざす
ことができる

12-13ページ

それぞれの状況に合わせて、みんなが
つながり寄り添って、必要なサポートを行います

3-4 ぎゃくたい
児童虐待の防止

3-2 ひとり親家庭など
さまざまな家族が安心できる支援

3-3 なや
ひとりで悩むこどもをサポート

みんながつながりこどもや家族をサポート

4-1 身近な居場所づくり

安心して
自分らしく
いることができる

14-15ページ

こどもや若者が安心して過ごせる
居場所をたくさんつくります

4-2 ちいき
地域の居場所づくりをサポート

大津市こども・若者支援計画

「大津市こども・若者支援計画」の案は、国が定めた「こども基本法」の考え方に
もとづいてつくっています。

こどもや若者の大切な権利を『こども・若者のめざす姿』として4つにまとめています。
おとなは、この4つの権利を社会全体で守るために、必要な取組を考えています。
これからの5年間、この計画をもとに、こどもや若者、子育てに関わる人の意見を
ききながら、さまざまな取組をしていきます。



めざすまちの姿(基本理念)

「こども・若者の幸せな未来を築くまち おおつ」

こども・若者のめざす姿 1

自由に意見を表すことができる

市の取組 ▶ こどもや若者が意見を伝える機会をつくり、意見を大切に受けとめて反映します

こども・若者のめざす姿 2

健やかに育つことができる

市の取組 ▶ 妊娠前からおとなになるまで、切れ目なくサポートします

こども・若者のめざす姿 3

ひとりひとりが尊重され、なりたい自分をめざすことができる

市の取組 ▶ それぞれの状況に合わせて、みんながつながり寄りそって必要なサポートを行います

こども・若者のめざす姿 4

安心して自分らしくいることができる

市の取組 ▶ こどもや若者が安心して過ごせる居場所をたくさんつくります

こども基本法 って何だろう？

すべてのこどもや若者が幸せな生活を送ることができる社会を
めざして、みんなが協力してこどもや若者に関わる取組を進めるため、
2023年4月に「こども家庭庁」ができるのと同時に、こども基本法が
できました。
こども基本法には、こどもや若者に関する取組を進めるときに
大切にすることが決められています。



- すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、
平等に教育を受けられること
- 年齢や発達^{ねんれい}の程度により、自分に関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること
- すべてのこどもは年齢や発達^{ねんれい}の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからに
とって最もよいことが優先して考えられること
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しい
こどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- 家庭や子育てに夢をもち、喜びを感じられる社会をつくること

こどもの権利に関する条約についても知っておこう！

「児童の権利に関する条約」



この条約は、日本も含めて196の国と地域が入って
いて、この条約で定められているこどもたちの権利
を守ります！と約束したんだ。

この条約には

4つの大切な考え方があるよ。

命を守られ成長できること

そのこどもにとって最もよいことは何かを
一番に考えること

意見を表明し参加できること

差別のないこと



こども基本法、児童の権利に関する
条約について、くわしくはこちら！



こども家庭庁
WEBサイト
「こども基本法」



こどもの権利条約
公益財団法人
日本ユニセフ協会



自由に意見を表すことができる



みんなは、子どもの権利を知っていますか。
大切に守られたり、自分の意見をきいてもらえていると感じますか。
安心して意見を言うことができますか。
みんなは、自由に意見を表す権利をもっています。
市はみんなが意見を伝えやすい方法や機会をつくり、きいた意見を大切に受けとめます。

1-①

子どもの権利を子どもとおとなが学ぶ機会をつくれます。

すべての子どもには、生まれた時から大切な権利があります。
その権利を大切に守るために、子どもとおとなが権利を知ることや学ぶ機会をつくれます。



こんなことに取り組みます！

子どもとおとなが権利を学ぶ研修会を開催します。
チラシやホームページを使って、子どもの権利を市民のみなさんにお知らせします。

1-③

子どもや若者の意見を大事にして、取組を進めます。

みんなからいただいた意見を、市が取組を考えるときに活用します。
みんなの意見が実現できるかどうかを考えながら、取り組んでいきます。



こんなことに取り組みます！

子どもや若者からの意見を反映して、よりよい取組を考えます。
意見を反映したかどうか、どのように考えたかを、みんなに説明します。

1-②

意見を伝えやすい方法、意見を伝える機会をつくれます。

子どもや若者にとって、よりよい社会をつくるためには、
みんなの意見が必要です。
誰もが意見を伝えやすい方法と意見を伝える機会をつくれます。

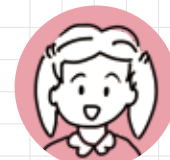


こんなことに取り組みます！

意見交流会など、直接意見を伝える場をつくれます。
SNSの活用など、いつでも意見を伝えられる方法をつくれます。

Q.

「自由に意見を表す」ってどういうこと？



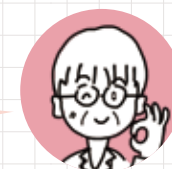
ねえ、ねえ、
おしえてー！

A.

「自由に意見を表す」っていうのは、みんなが持っている大切な権利なんだ。

でも、もし誰かにじゃまをされたり、きいてくれる人がいなかったりすると、
言いたいことも言いづらいよね。

だから、みんなが伝えたいことを、伝えたいときに、伝えたい人に向けて
言えるように、たくさん意見を言える場所をつくっていくね。ちなみに、
「意見」には、みんなが感じたことや思ったこと、疑問やもやもやした気持ちなども入るんだよ。



それはね！



大津市の取組について、もっとくわしく知りたいと思った人はコチラ！



健やかに育つことができる



2-①

これから生まれてくる子どもや、育っていくみんなのために…

妊娠、出産、子育てを切れ目なくサポートします。

子どもが元気に育つためには、安心して子育てできることが大切です。

これから生まれてくる子どもや、みんなが成長していくために、困ったときはひとりで悩まずに、いつでも相談できる場所や方法をつくります。



こんなことに取り組みます！

困ったときに相談しやすいよう、家庭訪問や健診などで話をきく機会をつくります。
相談できる場所や方法について、広く市民のみなさんに知ってもらうように取り組みます。

2-②

子どもや若者が遊び、学び、活躍できる機会をつくります。

子どもや若者が成長する中で、自然とふれあったり、文化芸術を楽しんだり、さまざまな分野の学びや体験は大切です。
市の地域資源を生かした遊びや体験の機会をつくり、その情報を市民のみなさんにわかりやすく発信します。



こんなことに取り組みます！

子ども・若者が自然や文化、芸術など、さまざまな分野の体験や活動に参加できる機会をつくります。

みんなは、安心して成長できていると感じますか。

みんなは、こころや身体が健やかに成長できる権利をもっています。

市は誰もが安心・安全に過ごせるようにおとなになるまで必要なサポートをします。

2-③

子どもや若者を犯罪や事故、災害から守ります。

犯罪、事故、災害からみんなを守るために、警察や地域の人がパトロールや見守りをします。

身近な危険から自分やまわりの人を守るために、おとなも子どもも、防犯や防災について学ぶことが大切です。



こんなことに取り組みます！

交通事故や犯罪から子どもを守るため、登下校時などに地域の人が見守り活動を行います。
みんなが登下校中に事故にあわないように、通学路の安全点検を行います。

Q.

「健やかに育つ」ってどういうこと？



すこやかに？

A.

みんなが元気で健康に、楽しみながら成長することだよ。

元気で過ごすためには、しっかりねむることや身体を休めること、ごはんをしっかり食べることが大切なんだよ。

また、友だちと遊んだり学校で勉強をしたり、いろいろな体験をすることもとても大切なんだよ。

健康で楽しく過ごすことで、いろいろなことを学びながら成長していけるんだ。



それはね！



大津市の取組について、もっとくわしく知りたいと思った人はコチラ！





ひとりひとりが尊重され、 なりたい自分をめざすことができる

3-①

障害などがあっても、ひとりひとりが
自分らしく成長できるようサポートします。



障害などがあっても特性や個性に合わせて自分らしく成長できることが大切です。
市は子どもたちの思いを受けとめながら、その成長に合わせて、子どもとその家族をサポートします。

こんなことに取り組みます！

☞ 障害のある子どもが安心して過ごせるように、子どもと家族がサポートを受けやすい
仕組みをつくります。

3-②

家庭の状況に関わらず夢や希望が持てるようにします。



子どもや若者が、家庭の状況やお金の事情で生活に困ったり進学をあきらめたりすることがないよ
うに、必要なサポートをします。

こんなことに取り組みます！

☞ 進学のための学習支援や、生活に困っている人の仕事のサポートなどをします。



Q.

「ひとりひとりが尊重される」ってどういうこと？

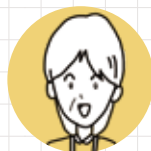
A.

それはね！

そんなよう？

みんなには、生まれたときからもっている大切な「人権」があるんだ。

子どもも若者も、みんながもっているひとりひとりの「人権」がしっかり守られて
いること、それが尊重されるってことなんだ。自分の「人権」が守られている、自
分は大切にされているって実感できることがとても大切なんだよ。



みんなは、夢や希望をもつことができますか。
ひとりで悩んでつらい思いをしていませんか。
みんなは、大切な存在です。
どんな環境でもなりたい自分をめざすことができる権利があります。
市はみんなが安心して夢や希望をもって成長できるようにサポートします。



3-③

自分や家庭のことで悩んだりつらいときは
まわりのおとなに相談できます。



学校に行けなくなったり自分や家族、家庭内のことで嫌なことがあったり、
つらいときは、ひとりで悩まずにまわりのおとなに相談できることが大切です。
市は悩んでいる子どもに気づき寄りそって話をきき、一緒に考えます。

こんなことに取り組みます！

☞ 悩んでいる子どもたちが相談しやすい場づくりに取り組んでいきます。
学校に行きづらい子どもの状況に合わせて学習支援や家庭訪問などを行います。

3-④

児童虐待がなくなるように取り組みます。



たたかなくてもいい子どもはいません。たたかれたりどなられたりすることは、子どものところ
と身体に悪い影響を与えるため許されることではありません。子どもの権利と将来が守られ
安心して過ごせるように、社会全体で子どもを守ります。

こんなことに取り組みます！

☞ 面談や訪問、電話など、子どもや保護者が相談しやすいように取組を進めます。
児童虐待から子どもを守るために、子どもやおとなが参加する研修会を開催します。



大津市の取組について、もっとくわしく知りたいと思った人はコチラ！



おいでー

安心して自分らしくいることができる



4-①

わがもの
子どもや若者が安心して過ごせる居場所をつくり、
その情報を発信します。



安心して過ごせる居場所があることはとても大切です。
みんなの声をききながら、「安心できる」「行ってみたい」と思える居場所をつくります。

こんなことに取り組みます！

👉 児童館がみんなの居場所になるように取り組みます。
不安を感じたり、一人で悩んでいる子どもや若者が安心して過ごせる居場所をつくります。

4-②

わがもの
子どもや若者の地域の居場所づくりをサポートします。

みんなの身近な地域で安心して行きやすい居場所を増やすことが
大切です。
子ども食堂など、地域の居場所づくりが広がるように取り組みます。



こんなことに取り組みます！

👉 身近な地域で子ども食堂などの居場所が増えるように、活動している団体のサポートをします。

みんなは、安心して自分らしく過ごせていますか。

みんなは、安心して自分らしく過ごすことができる権利があります。

市は子どもや若者の意見をききながら安心して過ごせる場所をつくります。

Q.

「居場所」って？



いばしょって
どこかなあ

A.

それはね！



みんなが過ごす場所や時間、そこで出会う人との関わりも、みんなの「居場所」になるんだよ。

たとえば、家庭や学校、地域の集まり、インターネットの中にも「居場所」と感じることもあるかもしれない。その場所を「居場所」と感じるかどうかは、自分で決めることができるんだよ。
行くかどうか、どうやって過ごすか、誰かと一緒にいたいのか、一人でいたいのか、自分で選べるんだ。



Q.

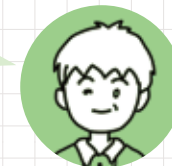
「自分らしくいることができる」ってどういうこと？



うーん
自分らしくいる？

A.

いい質問だね！



みんなが感じたり、考えたりしていることを大切にして
過ごすことだよ。

たとえば、自分の好きな遊びを楽しんだり、思ったことをちゃんと言えたり、自分のいいところを見つけて大事にすることも、「自分らしくいる」ってことだね。

みんなそれぞれちがって特別だから、自分の気持ちを一番大切にして
過ごすことが大事だよ。



大津市の取組について、もっとくわしく知りたいと思った人はコチラ！



みなからの意見を募集します。

大津市こども・若者支援計画を最後まで読んでくれてありがとうございます。
この計画はみんなのための計画で、完成させるためにはみんなの意見が必要です。
ぜひ、みんなの意見をきかせてください！



募集期間 令和6年12月27日（金）～令和7年1月20日（月）

送り方 1 パソコン、スマートフォン、タブレットなどから意見を送る場合



右のコードをカメラで読み取って、意見を書いて送ってください。

URL: <https://forms.office.com/r/2gnfMVdvBX>

送り方 2 紙に書いて意見を送る場合



右のページにある意見記入用紙に意見を書き、切り取ったあと、裏表紙に書いてある

方法にしたがって郵便で送ってください。（切手はいりません。）

市役所に直接持ってきていただくこともできます。（平日の午前9時から午後5時まで）

意見の公開について

- みなさんからいただいた意見に対してひとつひとつお答えはしませんが、後日、意見をまとめ、それに対する市役所の考え方をホームページなどで公開します。
- 意見を公開するときは、それを書いた人が誰かは分からないようにします。個人情報の保護に関する法律に従って、適切に取り扱います。

連絡先

大津市福祉部子ども未来局子ども・若者政策課
住所：大津市御陵町 3 番 1 号
TEL: 077-528-2917
E-mail: otsu1488@city.otsu.lg.jp

書き方みほん

意見記入用紙

小学生 ・ 中学生 ・ その他（高校生など）

あなたは、次の①から④までが できていると思いますか。		できている ★★★★★ だいたいできている ★★★★ どちらとも言えない ★★★ あまりできていない ★★ できていない ★
1	① 自由に意見を表すことができる	★★★★☆
	② 健やかに育つことができる	★★★★☆
	③ ひとりひとりが尊重され、なりたい自分を めざすことができる	★★★★☆
	④ 安心して自分らしくいることができる	★★★★☆
あなたは、大津市のどの取組に興味や関心がありますか？ 取組の番号（ 1-② ）		
意見が言える機会は関心があるので、 いつやるのが知りたい		
2	取組の番号（ 4-② ）	
利用の仕方がわからない		

記入する番号はココ！

意見を伝えや

こどもや若者に
みんなの意見

旗の番号を記入してから
意見を書いてね！

意見記入用紙

どれかを○でかこんでね

小学生 ・ 中学生 ・ その他（高校生など）

1	市は、こどもや若者の権利を守るために さまざまな取組をしていますが、 あなたは今、次の①から④までが できていると思いますか。 ※①から④が何のことを言っているのか分からない場合は、 8～15ページを見てみましょう	5段階評価で☆をぬりつぶそう できている ★★★★★ だいたいできている ★★★★ どちらとも言えない ★★★ あまりできていない ★★ できていない ★
	① 自由に意見を表すことができる	☆☆☆☆☆
	② 健やかに育つことができる	☆☆☆☆☆
	③ ひとりひとりが尊重され、なりたい自分を めざすことができる	☆☆☆☆☆
	④ 安心して自分らしくいることができる	☆☆☆☆☆
2	あなたは、大津市のどの取組に興味や関心がありますか？ 関心がある取組の番号と、それに対するあなたの意見（感じたこと、思ったこと、疑問など）を 教えてください。 取組の番号（ ） 取組に対する意見（感じたこと、思ったこと、疑問など）：	
	取組の番号（ ） 取組に対する意見（感じたこと、思ったこと、疑問など）：	



市役所の取組について
感じていることを教えてね！
記入するところはこの中にあるよ！

意見を送る方法

1 意見記入用紙に意見

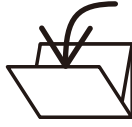
などを書いてください。



2 切り取り線にそって、意見記入用紙を はさみなどで切り取ってください。



3 やまおり線のとおり折って封筒を つくり、のり付けしてポストに入れて ください。切手はいりません。



※この用紙を市役所に直接持ってきてもらうこともできます。
(平日の午前9時から午後5時まで)

意見の公開について

- みなさんからいただいた意見に対してひとつひとつお答えはしませんが、後日、意見をまとめ、それに対する市役所の考え方をホームページなどで公開します。
- 意見を公開するときは、それを書いた人が誰かは分らないようにします。個人情報の保護に関する法律に従って、適切に取り扱います。

連絡先

大津市福祉子ども未来局子ども・若者政策課
住所:大津市御陵町3番1号
TEL:077-528-2917
E-mail:otsu1488@city.otsu.lg.jp

大津市御陵町3番1号

大津市役所 福祉部 子ども未来局子ども・若者政策課 行



大津中央局
承認

1219

差出有効期限
令和7年(2025年)
3月31日まで

切手不要

料金受取人払郵便